

訪問型サービス（現行相当）

訪問型サービス（現行相当／みなし指定 サービスコード：A1）

サービス内容	<p>○現行の介護予防訪問介護と同様のサービス</p> <p>○サービス提供の時間⇒現行の基準省令に準じる</p> <p>○サービスの支援内容⇒現行の基準省令に準じる</p>
対象者	○要支援認定者及び事業対象者
サービス提供の考え方	<p>○身体介護が必要なケース</p> <p>○認知症で多様なサービスの利用が難しいケース (主治医意見書等にて認知症の診断がある方)</p> <p>※状態等踏まえながら、緩和した基準によるサービスの利用を促進</p>
事業の実施方法	○事業者指定(平成27年4月1日以降事業所開設者は申請が必要)
人員基準	<p>・管理者※1 常勤・専従1人以上</p> <p>・サービス提供責任者※2 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】</p> <p>・訪問介護員等常勤換算2.5人以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能</p>
設備基準	<p>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>・必要な設備・備品</p>
運営基準	<p>・個別サービス計画の作成</p> <p>・運営規定等の説明、同意</p> <p>・提供拒否の禁止</p> <p>・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理（現行基準と同様）</p> <p>・秘密保持</p> <p>・事故発生時の対応</p> <p>・廃止、休止の届出と便宜の提供 等</p>
サービス提供者	○指定訪問介護事業所の従事者
ケアマネジメント	○原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施（ケアマネジメントA）
個別サービス計画	○必要
計画期間	○介護予防訪問介護に準じる
単価	<p>週1回程度 1月につき1,168単位</p> <p>週2回程度 1月につき2,335単位</p> <p>週3回程度 1月につき3,704単位 ※要支援2の方のみ</p> <p>※加算減算についてはすべて適用</p>
利用料	○1割相当 ※一定以上所得者は、2割相当
給付管理	<p>○対象</p> <p>・要支援者⇒介護度による予防給付の支給限度額</p> <p>・事業対象者⇒予防給付の要支援1の限度額</p>
事業者への支払	○国保連経由での審査・支払